【フランス】行刑改革に関する法改正

海外立法情報課 服部 有希

*2012 年 3 月 27 日に、刑事施設の整備、再犯防止策の強化、少年・若年犯罪者に対する措置 の改善等に関する法律が制定された。同法は、近年実施されている行刑改革の一環である。

1 立法の背景

行刑(自由刑の執行)は、2004年に改正された刑事訴訟法典第707条により、「社会の利益と被害者の権利を尊重し、受刑者の社会参入若しくは社会復帰又は再犯防止を支援する」と規定されている。しかし、2000年代初頭まで、判決後の刑罰の執行状況、とりわけ行刑の状況は、判決に至る刑事訴訟の過程に比べ、立法課題として重視されてこなかった。しかし、刑事施設の荒廃、過剰収容、犯罪数の増加等による刑罰の執行の遅延等の様々な問題が表面化したため、2002年から行刑改革が開始され、一連の法改正により、刑事施設の増改築、受刑者の権利と義務の明確化、受刑者の再犯等の危険性の評価の実施、少年・若年犯罪者専用の刑事施設の創設等が実現された。

この行刑改革の一環として、行刑計画に関する 2012 年 3 月 27 日の法律第 2012-409 号 (注 1) が制定された。同法は、同法末尾に付された「行刑政策の目標を定める報告書」に記載された行刑政策に関する計画(以下「計画」)に必要な法改正を実施するものである。計画は、①迅速かつ効果的な行刑の実施、②受刑者の再犯等の危険性の評価及び再犯防止策の強化、③少年・若年犯罪者に対する措置の改善の 3 点を 2013 年から 2017 年までの実現目標としている。次にこれらの内容を紹介する。

2 迅速かつ効果的な行刑の実施

犯罪数の増加等により、行刑が執行待ちとなる事態がしばしば発生しているため、 行刑の迅速かつ効果的な実施のため、次の措置が講じられる。

- ① 現在、刑事施設の収容能力は全国で 57,540 床であるが、これを 80,000 床まで増強し受刑者数の増加に対応する。このため、すでに実施中の刑事施設の収容能力増強計画の目標値を上方修正する。また、短期受刑者を収監する刑事施設が不足しているため、一般の刑事施設内に設置される短期刑用獄舎(quartier pour courtes peines: QCP)を拡大すると共に、短期刑専用の施設も建設する。
- ② 行刑に係る業務量の増加に対応するために、司法官と裁判所書記官を増員する。
- ③ 刑罰の円滑な執行に関する業務を行なう行刑執行部(bureaux de l'exécution des peines: BEX)は、2004年に創設され、多くの裁判所に設置されているが、今後、BEX をあらゆる種類の裁判所に設置する。
- ④ 被害者への情報提供等を行なう被害者支援室(bureaux d'aide aux victimes: BAV)をすべての大審裁判所(第1審普通裁判所)に設置する。

3 受刑者の再犯等の危険性の評価及び再犯防止策の強化

各受刑者の行刑の方針を決定するために、受刑者の性質や状態等の評価を実施する 必要がある。そこで、次のような措置が講じられる。

- ① 従来、一部の受刑者に対し実験的に実施してきた犯罪学的診断(diagnostic à visée criminologique: DAVC)をすべての受刑者に対し実施する。DAVC は、再犯の防止に資するため、受刑者の態度、社会的・家族的状況、更生の可能性、健康状態等を評価するものである。
- ② 長期受刑者の釈放又は仮釈放前に、再犯等の危険性評価を実施する国立評価センター (centre national d'évaluation: CNE) を 3 か所新設する。
- ③ 受刑者の精神医学鑑定を行なう精神科医が不足しているため、鑑定を請け負う開業医への補償金制度、鑑定を実施したインターンへの給費制度、経験の浅い精神科医を指導役の精神科医の下に配属するチューター制度を確立する。

再犯のおそれがある受刑者(特に性犯罪者)の検査を強化するため、次の措置を実施する。

- ① 一部の刑事施設において実験的に実施されてきた心理学者を中心とする複数分野の専門家による再犯防止プログラム(programmes de prévention de la récidive: PPR)をすべての刑事施設で実施する。PPR は、犯罪学的な手法により実施する集団療法の一種である。
- ② 精神病理学上の重度の問題を抱える受刑者を収容する特別施設を建設する。

4 少年・若年犯罪者に対する措置の改善

少年・若年犯罪者数の増加に対して、次のような措置が講じられる。

- ① 教育的措置又は教育的制裁(注 2)を宣告された少年・若年犯罪者は、その実施権限を有する若年者司法保護局(protection judiciaire de la jeunesse)に召喚されるが、迅速な措置の実施のため、判決から出頭までの期間を 5 日以内と規定する。
- ② 保護観察付き執行猶予処分等を受けた少年・若年犯罪者の監督を行なう閉鎖教育センター(centre éducatif fermé: CEF)は、2011年現在、44か所設置されているが、これを 20 か所新設する。
- ③ CEF における児童精神医学的検査を強化する。2008 年から 2011 年にかけて、13 の CEF で、精神病理学上の問題を抱える未成年者を対象として、児童精神医学に基づく集中的な治療と精神医学的措置が実施されてきた。この成果が良好であったため、新たに 25 の CEF でもこれを実施する。

注

- (1) Loi n° 2012-409 du 27 mars 2012 de programmation relative à l'exécution des peines
- (2) 教育的措置とは、少年・若年犯罪者の保護監督を目的とする措置であり、教育的制裁とは、刑罰と教育的措置の中間的措置として、被害者への接近禁止措置や研修等を実施するものである。